

# もし事故・災害が発生したら・・・ を想定し、日頃から訓練を行っています!!

## 1. 事故災害時の行動の原則

事故・災害(以下「事故等」という)の発生時の行動の原則と緊急対応手段として初動段階における措置、行動が対応の起点となるので、事故等に直面した際の基本条件を以下に示す。

### 《事故等発生段階の初動措置》

①事故の発見者は、大声で事故発生現場の位置と状況を近隣の者(特に事務所在住者)に伝える。



②事故発生時の通報が伝達されると同時に全従業員は全ての作業を中止し、事故等の制圧と拡大の防御に総力を注ぐ。

③直ちに(A)緊急遮断弁を閉止(B)散水装置の始動準備(C)消火設備の動員等、事態に対処するための配置につく。

(A) 緊急遮断弁



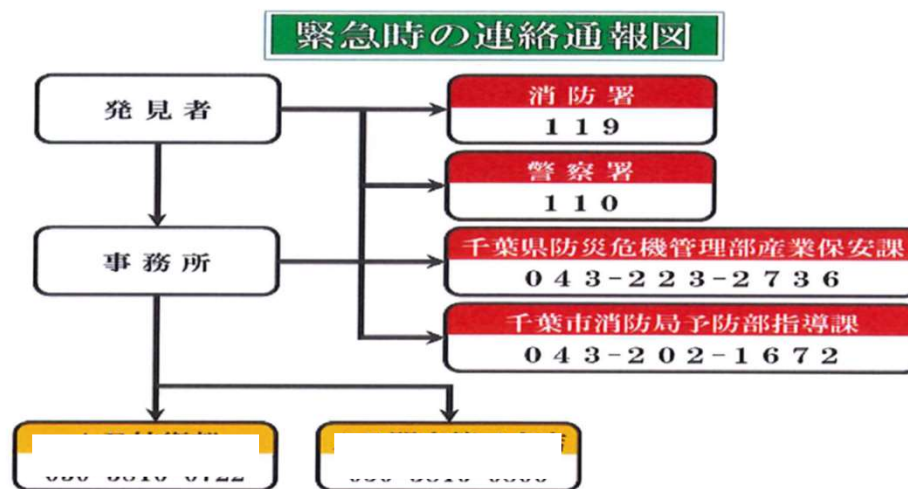
(B) 散水装置



(C) 消火設備



なお、わが社の自衛消防組織は以下のとおりである。



④ガス漏れ事故が発生した際は二次災害の防止にあたり、復旧可能と判断された場合は機敏にその措置をとる。

(事故の規模、状況に応じて現場責任者の判断を優先する)

⑤以上の応急措置が終わると同時に、直ちに自衛消防隊長の指揮下に入り、その指示・命令に従って防災にあたる。

⑥公設消防が到着後は、その指示に従う。

